



くぎかしだより

NO. 207
発行/北区議会
〒114-8508
東京都北区王子本町1丁目15番22号
TEL(3908) 1111(大代表)



常任・議会運営委員会及び特別委員会審査事項

特別委員会				常任委員会					
交通環境対策	都区制度等調査	防災対策	地域開発	議会運営委員会		常任委員会			
				建設	文教	健康福祉	区民生活	企画総務	
21	21	21	654321	321	まちづくり部に関する事項	政策経営部、総務部、収入役室、選舉管理委員会事務局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	議会の運営に関する事項	議長の諮問に関する事項	1
駅周辺の交通パリアフリー対策について	今後の都区のあり方に関する都区協議について	地震災害について	十条駅周辺地区再開発について	(1) 条件付近地下化に伴う諸問題について	まちづくり部に関する事項	地域振興部、区民部及び生活環境部に関する事項	教育委員会事務局に関する事項	議長の諮問に関する事項	1
首都高速道路王子線に係わる諸問題について	地方財政制度の改革について	風水害等について	西ヶ原地区まちづくりについて	(2) 防災まちづくりについて	まちづくり部に関する事項	健康福祉部及び子ども家庭部に関する事項	教育委員会事務局に関する事項	議長の諮問に関する事項	1
赤羽駅東口地区まちづくりについて	志茂地区まちづくりについて	豊島五・六丁目地区の開発について	赤羽駅東口地区まちづくりについて	(3) 防災まちづくりについて	まちづくり部に関する事項	地域振興部、区民部及び生活環境部に関する事項	教育委員会事務局に関する事項	議長の諮問に関する事項	1

平成18年第1回臨時会が5月26日に開会されました。

北区議会臨時会におきまして、議長並びに副議長に選出いただき、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。今日、少子高齢化のなか、税を始め、介護・医療・年金や地方自治の確立等、様々な課題が山積しております。

今後とも、皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

副議長
池田 博一

議長
後藤 憲司

このような状況において、北区民の皆様からは議会に対する多くの声をいただいており、わかりやすい区議会の対応が求められています。また、議会と行政とのありかたが問われています。連携を厳しく認識し、種々提言をしてまいりたいと存じます。

議会運営につきましては、公正で公平を期し、区民から信頼されその負託に応えられる区議会をめざし、全力を尽くしていく決意でございます。今後とも、皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

新しい議長・副議長のあいさつ



区議会の役割は

- 議長は議会の代表・進行役です
- 議長副議長の選出方法
- 議長の仕事
- 議会の招集
- 議会の開会
- 議会が活動する期間を「会期」といいます。会期の長さは、会期の総数によって決まります。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。

区議会の定例会、臨時会は区長が招集しますが、議員定数の1/4分の1以上(北区議会においては11人以上)の議員から招集請求があったときは、区長は臨時会を招集しなければなりません。



区民が議会に参加するには



区議会では、区役所第一庁舎4階の議場で傍聴できます。区議会場の定員は70人、第一委員会室は20人、第二委員会室は30人です。いずれも先着順となります。

- 区議会を傍聴しよう
- 区議会の公開
- 区議会の活動について知りたい方は

区議会議員は区民の代弁者です

区議会議員の任期は、平成15年5月1日から平成19年4月30日までの4年間で、議員の定数は、条例により44人となっています。

現在の北区議会議員の任期は、平成15年5月1日から平成19年4月30日までの4年間で、議員の定数は、条例により44人となっています。

区議会議員の選挙

議会は区民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。議員は区民を代表する機関であり、区民の意思を区政に反映させる重要な役割を担っています。

議長は区議会のリーダーとして、議会の運営や秩序の維持に努め、議会に於ける事務処理を指揮し、対外的に議会を代表します。任期はいずれも議員の任期ですが、議会の許可を得て辞職することができます。

議長の仕事

議長は議長が欠けたときや、病気や出張などで不在の場合に議長に代わって仕事をします。

議長は議長が欠けたときや、病気や出張などで不在の場合に議長に代わって仕事をします。

議長は議長が欠けたときや、病気や出張などで不在の場合に議長に代わって仕事をします。

議会の招集

議会は、「開会」によって活動が始まります。開会は議長が宣告します。また、その日ごとの会議の開会と閉会も、議長の宣告により行われます。開会のためには、招集に応じて議員定数の半数以上の議員(北区議会においては22人以上)が出席していることが必要です。

議会の開会

議会が活動する期間を「会期」といいます。会期の長さは、会期の総数によって決まります。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。

議会は、「開会」によって活動が始まります。開会は議長が宣言します。また、その日ごとの会議の開会と閉会も、議長の宣言により行われます。開会のためには、招集に応じて議員定数の半数以上の議員(北区議会においては22人以上)が出席していることが必要です。

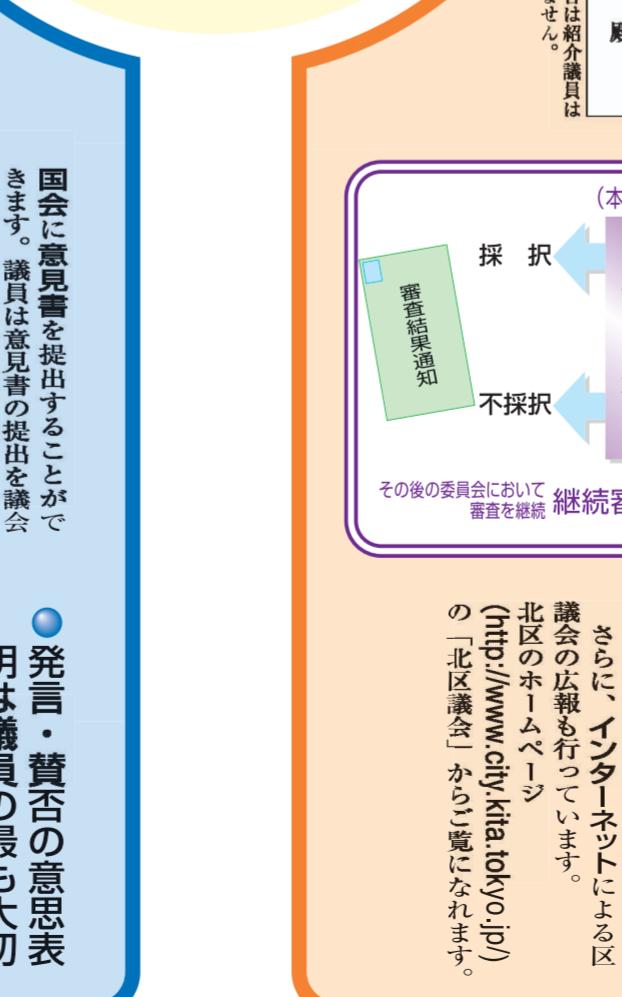
議会の開会

議会は、「開会」によって活動が始まります。開会は議長が宣言します。また、その日ごとの会議の開会と閉会も、議長の宣言により行われます。開会のためには、招集に応じて議員定数の半数以上の議員(北区議会においては22人以上)が出席していることが必要です。

(2)



北区議会



(3)

区議会や議員の仕事は

区議会では重要な仕事? どんな仕事?

● 議会では重要な議案を議決します

【議決】

議会が区長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。

議決には、予算や条例など区の意思を決めるものと、意見書や決議など区議会の機関意思を決めるものがあります。

条例の制定や改正、予算や決算の取得など、区の仕事で重要なことがらには、ほとんど区議会の議決が必要です。

区政が正しく運営されているかどうかを調査したり、事務の内容を検査することも議会の大重要な仕事のひとつです。監査委員に監査を求め、本会議で「一般質問」を行ったり、また委員会で報告を受けて質問や提案をして、区政をチェックしていきます。

【任命・選任の同意、選挙】

区長が、区の重要な役職(助役、収入役、監査委員、教育委員)に就く人を決める際に、議会としてこれまでに同意するかどうかを決めます。また、区内の中から区の選挙管理委員を議会の選舉で選びます。

【公開の原則】

会議を開くには、議事の過半数以上(議員の過半数以上)の賛成が必要です。

【定足数の原則】

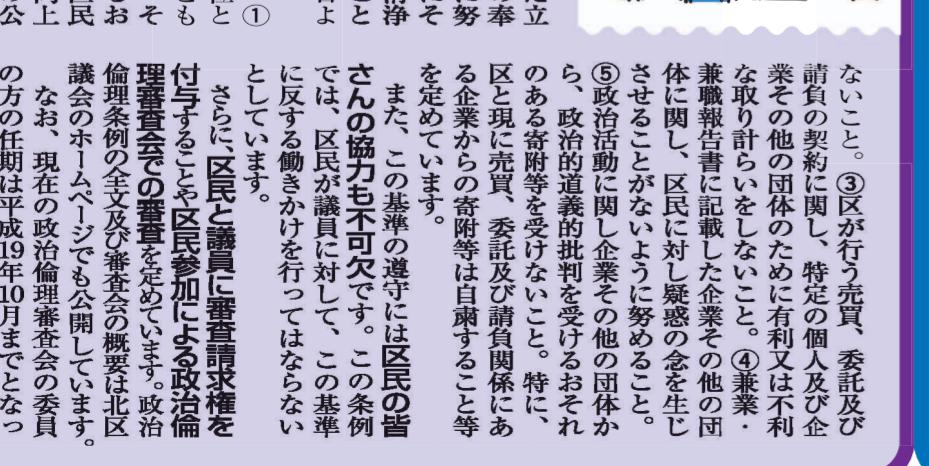
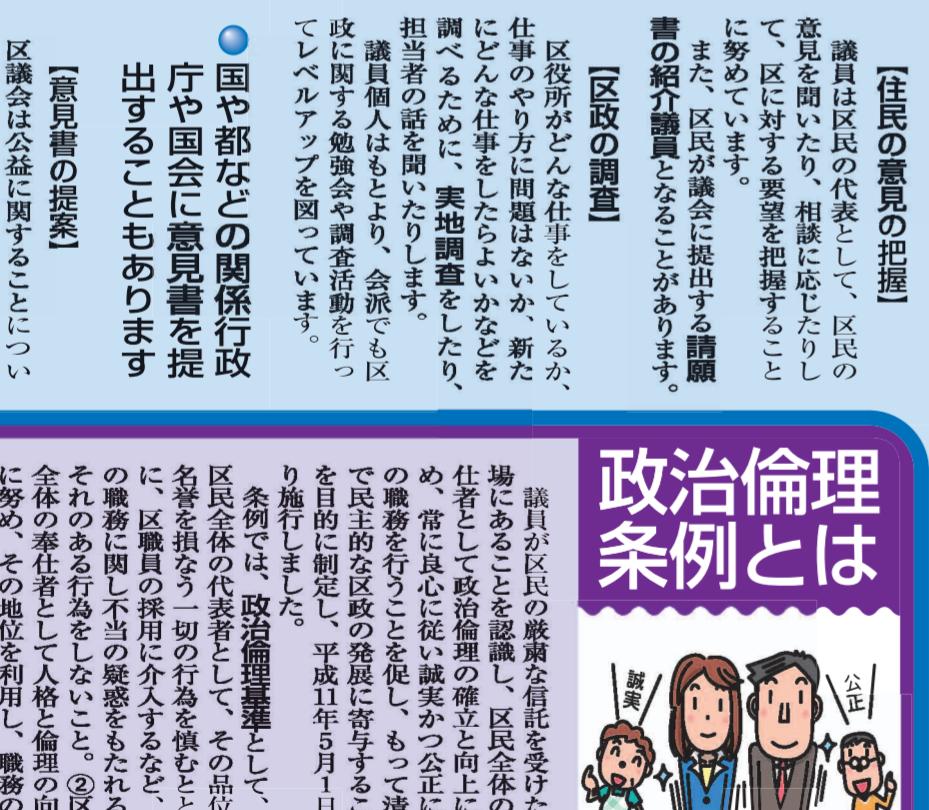
会議を開くには、議事の過半数以上(議員の過半数以上)の賛成が必要です。

【過半数議決の原則】

議事の過半数以上(議員の過半数以上)の賛成が必要です。

【発言自由の原則】

議員であれば誰でも会議で発言する権利を持っています。



【区政のチェック機能】

区政が正しく運営されているかどうかを調査したり、事務の内容を検査することも議会の大重要な仕事のひとつです。監査委員に監査を求め、本会議で「一般質問」を行ったり、また委員会で報告を受けて質問や提案をして、区政をチェックしていきます。

【任命・選任の同意、選挙】

区長が、区の重要な役職(助役、収入役、監査委員、教育委員)に就く人を決める際に、議会としてこれまでに同意するかどうかを決めます。また、区内の中から区の選挙管理委員を議会の選舉で選びます。

【公開の原則】

会議を開くには、議事の過半数以上(議員の過半数以上)の賛成が必要です。

【定足数の原則】

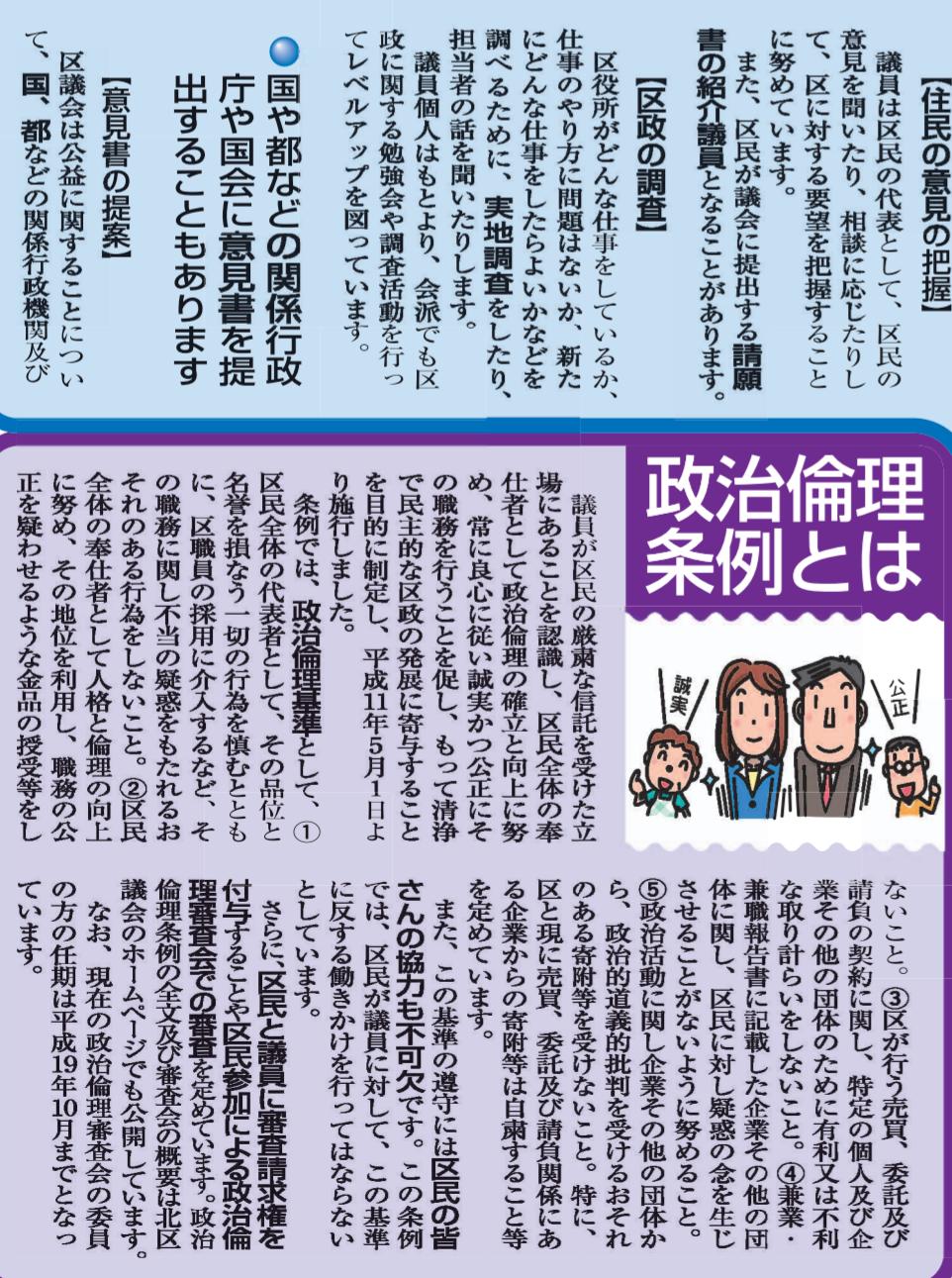
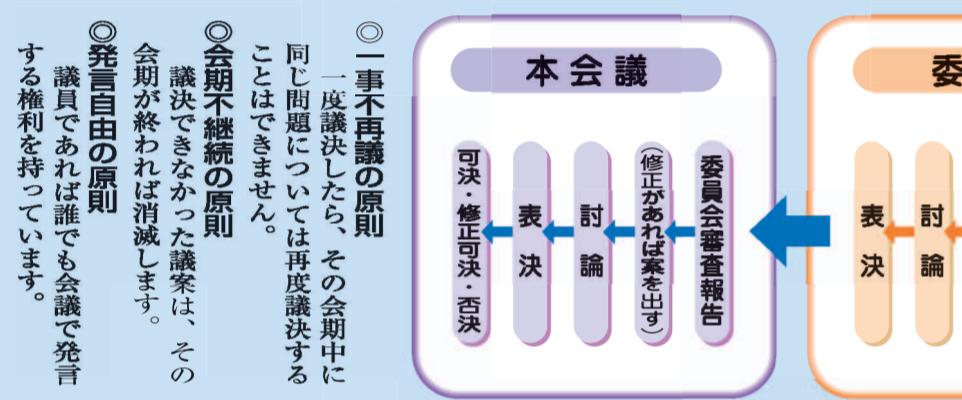
会議を開くには、議事の過半数以上(議員の過半数以上)の賛成が必要です。

【過半数議決の原則】

議事の過半数以上(議員の過半数以上)の賛成が必要です。

【発言自由の原則】

議員であれば誰でも会議で発言する権利を持っています。



(3)

区議会議員の仕事は

● 議会では重要な議案を議決します

【議案の審議の流れ】

議会で審議し、議決する原案を「議案」といいます。

【委員会の仕事】

委員会は、委員会を招集するとともに、委員会の議事の進行や整理を行います。委員長が不在の場合は、副委員長が代わって行います。

【定例会と臨時会】

北区議会には、年4回(3月、6月、9月、11月)開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

【議会の意思は本会議の議決で確定します】

議会の意思は本会議の議決で確定します。

【議案の審議の流れ】

議案をまとめて本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

【委員会の仕事】

委員会は、委員は議題についてより議案の説明を受け、質疑のあと、それぞれの議案を委員会に付託します。また、区の仕事全般について、区長などに報告や説明を求める一般質問が行われます。

【議案の審議の流れ】

各委員会から、付託した議案の審査報告をまとめて本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

【委員会】

委員会では、委員は議題についてより議案の説明を受け、質疑のあと、それぞれの議案を委員会に付託します。また、区の仕事全般について、区長などに報告や説明を求める一般質問が行われます。

【議案の審議の流れ】

各委員会から、付託した議案の審査報告をまとめて本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

【議案は公平に、慎重に審議されます】

議案は公平に、慎重に審議されます。

【会議の諸原則】

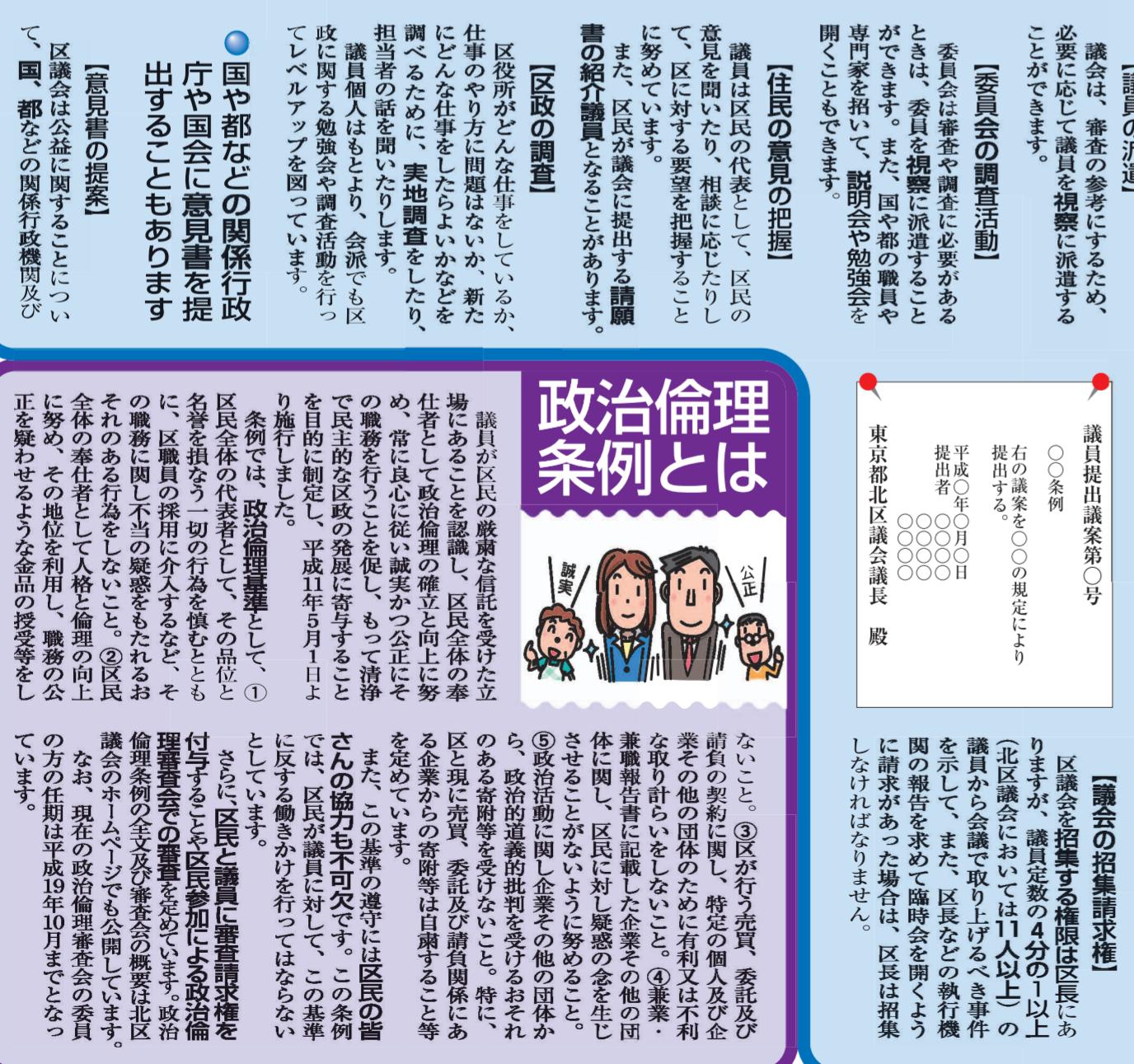
会議を開くには、議事の過半数以上(議員の過半数以上)の賛成が必要です。

【会期不継続の原則】

会期が終われば消滅します。

【発言自由の原則】

議員であれば誰でも会議で発言する権利を持っています。



(3)

区議会や議員の仕事は



どうな仕事?

● 議会では重要な議案を議決します

【議決】

議会が区長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。

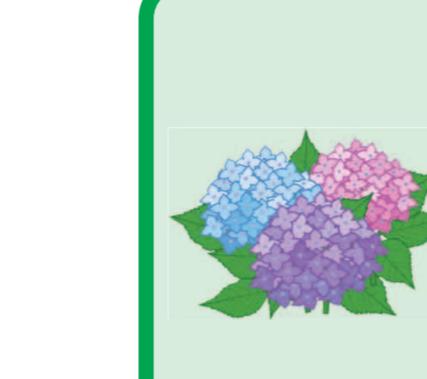
議決には、予算や条例など区の意思を決めるものと、意見書や決議など区議会の機関意思を決めるものがあります。

条例の制定や改正、予算や決算の取得など、区の仕事で重要なことがらには、ほとんど区議会の議決が必要です。

【議案の審議の流れ】

議案をまとめて本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

(3)



どうな仕事?

● 議会では重要な議案を議決します

【議決】

議会が区長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。

議決には、予算や条例など区の意思を決めるものと、意見書や決議など区議会の機関意思を決めるものがあります。

条例の制定や改正、予算や決算の取得など、区の仕事で重要なことがらには、ほとんど区議会の議決が必要です。

【議案の審議の流れ】

議案をまとめて本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

(3)

新しい議会の構成

議長
後藤 憲司副議長
池田 博一議会選出監査委員
清水 希一
大畑 修

常任委員会

◎委員長 ○副委員長

企画総務委員会(定数9人)	区民生活委員会(定数9人)	健康福祉委員会(定数9人)	文教委員会(定数8人)	建設委員会(定数9人欠員1人)					
 ◎宇野 等 上十条1-9-23-1002 3909-0473(公)	 ○小池 工 浮間3-1-4-504 5392-4892(自)	 ◎八卷直人 滝野川2-34-4-201 3917-9827(共)	 ○花見 隆 志茂3-21-9 3598-1040(民)	 ◎相楽淑子 赤羽北3-22-17 3900-7814(共)	 ○大島 実 豊島5-5-6-528 3914-9342(公)	 ◎尾身幸博 田端5-7-9 3821-6965(自)	 ○佐藤有恒 滝野川1-68-7-1101 3940-8177(社)	 ◎榎本 一 滝野川2-6-11-101 3940-9373(民)	 ○八百川 孝 東十条5-1-9-101 3901-9898(共)
 小関和幸 豊島5-4-1-1319 3912-6622(公)	 金子 章 十条仲原1-3-7 3908-6661(あ)	 上川 晃 赤羽台4-17-18-808 3907-0505(公)	 河野昭一郎 田端新町1-27-14 3893-8232(自)	 大畑 修 中十条3-8-9 3908-8669(民)	 黒田みち子 滝野川5-9-3 3916-0056(自)	 池田 博一 赤羽北1-3-1 3907-0669(北)	 稲垣 浩 浮間2-10-7 5392-1242(公)	 青木 博子 志茂4-25-3 3901-7645(公)	 石川 清 赤羽西2-18-12 3900-9222(緑)
 木元良八 神谷2-11-2 3902-3564(共)	 鈴木 隆司 志茂3-17-23 3901-3618(民)	 高木 隆司 中十条1-24-13 3900-9796(自)	 土屋 敏 田端3-3-14 3827-7605(公)	 清水 希一 浮間3-21-14 3967-5580(公)	 永沼 正光 志茂2-48-4 3901-7571(自)	 樋口 万丈 豊島3-13-10 3913-9015(自)	 福田 伸樹 赤羽台3-13-24-202 3900-0137(民)	 後藤 憲司 滝野川6-46-14-204 3916-2908(公)	 林 千春 豊島4-16-34-811 3914-3407(民)
 福田 実 王子5-2-4-601 3927-3304(社)	 山崎 泰子 豊島7-19-10 3927-7832(共)	 中川 大一 赤羽北2-18-18 3900-5553(共)	 古沢 久美子 志茂5-2-12 3901-8703(市)	 平田 雅夫 堀船4-5-15 3912-2567(社)	 福島 宏紀 豊島5-4-1-618 3913-4751(共)	 本田 正則 田端3-4-12-305 3824-3956(共)	 横溝 加代子 王子3-8-2 3914-5708(公)		
 山崎 満 赤羽西4-19-8 3909-3846(自)		 山中 邦彦 赤羽2-49-11 3901-9376(あ)							

(会派名の略称)

公=公明党議員団
あ=あすか新生議員団共=日本共産党北区議員団
社=社会フォーラム自=自由民主党議員団
緑=緑風クラブ民=民主党北区議会議員団
市=21世紀市民の会

北=北クラブ

議会運営委員会(定数13人)

◎黒田みち子 ○小関和幸
宇野等 上川晃司
小池等 鈴木隆司
中川大一 花見泰
平田大雅 安田勝彦
八卷直人 巻泰子
山崎満

○高木隆司 ○大畑修
宇野等 河野昭一郎
金子章 佐藤有恒
古沢久美子
八百川孝

○木元良八 ○石川清
青木博子 ○小池池土屋
尾身幸博 相楽淑子
相樂淑子 本田正則
花見隆

○永沼正光 ○福田実
池田博一 ○稲垣浩
小関和幸 ○鈴木千春
中川大一 ○林福島
樋口万丈 宏紀
山崎満

○谷口健一 ○川島晃実
榎本一子 ○大島憲司
黒田みち子 ○後藤隆八
平田雅夫 ○山崎泰子
安田勝彦 ○山崎泰子
山崎満

特別委員会

地域開発特別委員会(定数11人)

◎福田伸樹 ○高木隆司
宇野等 ○大畑修
金子章 河野昭一郎
佐藤有恒 清水希一
古沢久美子 八百川孝

防災対策特別委員会(定数11人欠員1人)

○横溝加代子 ○木元良八
青木博子 ○石川清
尾身幸博 ○小池池土屋
相樂淑子 本田正則
花見隆

都区制度等調査特別委員会(定数11人)

○永沼正光 ○福田実
池田博一 ○稲垣浩
小関和幸 ○鈴木千春
中川大一 ○林福島
樋口万丈 宏紀
山崎満

交通環境対策特別委員会(定数11人)

○谷口健一 ○川島晃実
榎本一子 ○大島憲司
黒田みち子 ○後藤隆八
平田雅夫 ○山崎泰子
安田勝彦 ○山崎泰子
山崎満

会派一覧と役職

公明党議員団

■宇野 等 □小関 和幸
☆上川 晃司 △青木 博子
稲垣 浩 大島 実
後藤 憲司 清水 希一
土屋 敏 横溝加代子

日本共産党北区議員団

■八卷直人 □中川 大一
☆山崎泰子 △木元良八
△谷口健一 △相樂淑子
福島宏紀 本田正則
八百川孝

自由民主党議員団

■山崎 滿 □河野昭一郎
☆花見泰子 △尾身幸博
大畑修 高木隆司
永沼正光 樋口万丈
藤田隆一

民主党北区議会議員団

■鈴木 隆司 □林 千春
☆花見泰子 △樋口万丈
大畑修 福田伸樹

あすか新生議員団

■安田勝彦 □金子 章
☆山中邦彦

社会フォーラム

■平田雅夫 □福田 実
☆佐藤有恒

緑風クラブ

石川 清

21世紀市民の会

古沢久美子

北クラブ

池田 博一

■幹事長 □副幹事長

☆政務調査会長 △政務調査副会長
◇区議会だより編集委員会委員